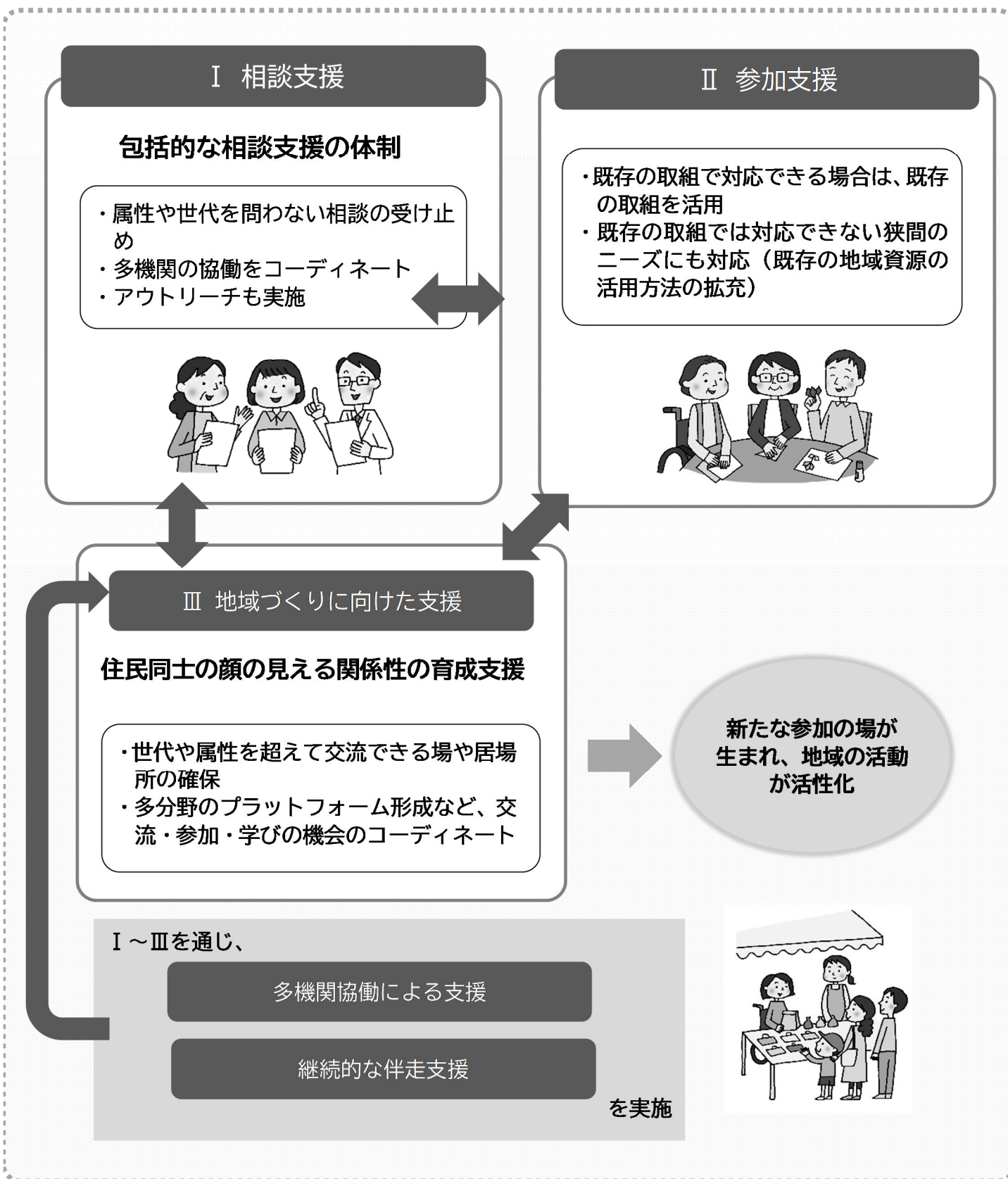


■重層的支援体制整備事業の全体像



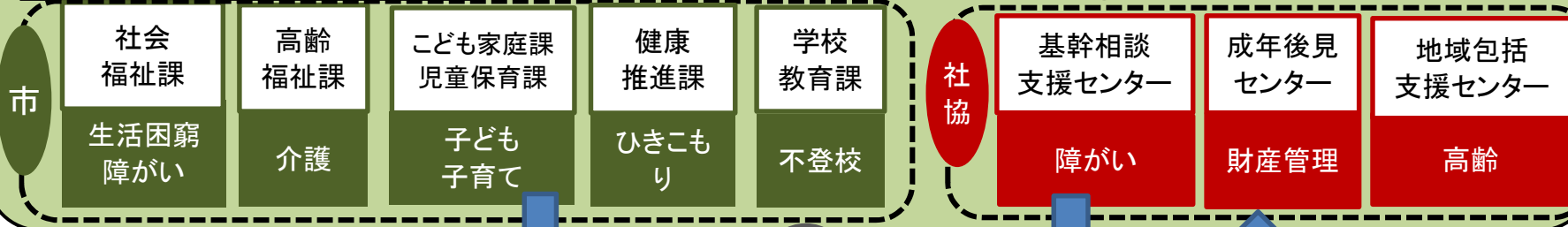
市民

本人からの相談

地域住民などからの情報提供

① 包括的相談支援事業

既存の各窓口にて相談を受け止め、単独の窓口のみでは対応が難しいケースを、「②多機関協働事業」へつなぐ



② 多機関協働事業

課題が複雑、複合化したケースについて、支援関係者の役割を整理、支援プランを作成

重層的支援会議

- ・プランの適切性の協議
- ・プランの共有
- ・プランの終結時の評価
- ・その他関係機関とのつなぎ

社会福祉課
重層担当
(調整機能)

⑤ アウトリーチ等事業

必要な支援が届いていない人へのアプローチ
例: ひきこもり、精神疾患、生活困窮者などへの訪問相談、サロン事業など

③ 参加支援事業

相談者の社会参加につながるような参加支援事業を行う
例: 支援ニーズと社会資源のマッチング
新たな資源の創出、開発

④ 地域づくり事業

市民同士のケア・支え合う関係性を育むため、地域づくりを行う
例: 既存の地区活動の継続や居場所づくり

情報共有・連携